

○武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会設置要綱

令和2年5月26日要綱第37号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定及び武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行うため、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 成年後見制度に係る機関相互の連携に関する事項
- (2) 成年後見制度に関する専門的知見を有する法律及び福祉の関係者並びに行政が連携して行う成年被後見人等への支援の在り方に関する事項
- (3) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況の点検に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見制度に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる委員をもって構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 成年後見人等に選任されている又は選任されていた弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士その他の成年後見制度に関する法律の関係者
- (2) 高齢者及び障害者の福祉を担う関係者
- (3) 市の関係部署の職員
- (4) 成年後見制度に関わるNPO法人の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める関係機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨

げない。

2 委員を辞職しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 連絡協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 連絡協議会の委員及び会議の出席者は、正当な理由なく、連絡協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 連絡協議会の事務等は、健康福祉部地域支援課が行うものとし、必要に応じて公益財団法人武蔵野市福祉公社と連携して行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。